

質問第五七号

司法試験考査委員による司法試験問題の事前漏えいに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年六月二十八日

前川清成

参議院議長 扇 千景殿

司法試験審査委員による司法試験問題の事前漏えいに関する質問主意書

司法試験審査委員である植村栄治慶応大学教授（以下「植村教授」という。）が、事前に司法試験の問題を、同教授の勤務する慶応大学の学生らに漏えいしていたとの疑惑が浮上している。国民から疑惑を持たれること自体、公正であるべき国家試験としてあつてはならないことである。加えて、司法試験は、弁護士や裁判官、検察官になろうとする者の学識及び応用能力を判定する国家試験（司法試験法第一条）であり、司法試験に対する不信任は、国民の司法に対する不信任に直結し、司法に対する信頼を損なう。

そこで、以下質問する。

一 政府は、植村教授による司法試験問題漏えい疑惑について、誰が、いかなる方法で、どこまで調査したか。また、その調査はいつまでに完了し、結果をいつ公表するのか。それぞれ明らかにされたい。

二 政府は、どのような経緯、理由で、植村教授を司法試験審査委員に任命したのか。また、任命に関する責任者は誰か。それぞれ明らかにされたい。

三 政府は、植村教授に対して、どのような処分を検討しているのか。また、司法試験審査委員の罷免は当然であるが、刑事告発等の厳正な処分は検討していないのか。それぞれ明らかにされたい。

四 政府は、不公正な受験指導が明るみとなった慶応大学法科大学院に対し、どのような処分を検討しているのか。また、仮に現時点での処分が困難であるならば、漏えいの事実、経緯等詳細が明らかになった時点では、どのような処分を検討するのか。それぞれ明らかにされたい。

五 植村教授が学内の施設で行われた勉強会で司法試験問題を漏えいしていたのであれば、慶応大学法科大学院の関与は否定できないのではないか。また、政府は、慶応大学に対する調査も進めているのか。それぞれ明らかにされたい。

六 万一、慶応大学法科大学院に対して厳正な処分を行わない場合、政府はいかにして不公正な受験指導に対するいわば「やった者勝ち」を阻止するのか明らかにされたい。

七 政府は、漏えいによつて恩恵を受けた受験生が、他の受験生との間で不公正が生じないよう、どのような対処するのか明らかにされたい。

八 そもそも大部分の法律実務において行政法は必要ではないにもかかわらず、なぜ行政法が司法試験科目に加わっているのか明らかにされたい。また、この機会に司法試験科目の検証を行うべきではないかと考えるが政府の認識を示されたい。

九 植村教授以外の司法試験考査委員は、試験問題の事前漏えい等を行っていないのか明らかにされたい。

十 政府は、司法試験自体に対する疑惑払拭のためにいかなる措置を講ずるか明らかにされたい。

十一 そもそも当初の予定を大きく超えて、七十四校もの法科大学院が設立されたことが植村教授による司法試験問題漏えいの原因ではないかと考えるが、政府の認識を示されたい。

十二 七十四校もの法科大学院が設立された結果、法科大学院間の競争が激しくなり、学生が司法試験予備校に通う有様は、法科大学院を設置した際の法曹養成の理念を大きく損なっていると言わざるを得ないのではないか。また、政府による法科大学院設置許可に誤りはなかったか。それぞれ政府の認識を示されたい。

右質問する。

参議院議員前川清成君提出司法試験考査委員による司法試験問題の事前漏えいに関する質問に対する

答弁書

一について

植村教授が慶應義塾大学法科大学院の三年生と修了生の新司法試験受験者のうちの希望者を対象に、複数回にわたり、学内で、正規の課程外の答案練習会を行うなどしたことについて、法務省職員が、本人及び関係者からの事情聴取や関係資料の収集を行った。

これらの調査結果については、平成十九年六月二十九日に公表した。

二について

植村教授は、司法試験委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識を有する者として、法務大臣により任命されたものである。

三について

平成十九年六月二十九日付けで、司法試験考査委員を解任した。

これ以外の処分は予定していない。

四及び五について

現時点では、植村教授が慶應義塾大学法科大学院の三年生と修了生の新司法試験受験者のうちの希望者を対象に、複数回にわたり、学内で、正規の課程外の答案練習会を行うなどの事実が認められるが、更に、法曹養成における法科大学院教育の在り方という観点から、同大学における教育の実施状況に関する調査を行っているとある。

六について

政府としては、すべての司法試験審査委員に対し、司法試験審査委員の任期中、勉強会、答案練習会等の受験指導をしたことがないかという点について報告を求めたところであり、また、今後の司法試験審査委員の体制についての検討や法科大学院における教育の実施状況に関する調査等を行っており、その結果を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

七について

試験問題そのものが漏えいされたという事実は確認されていないが、現在、司法試験審査委員において、植村教授の行為が試験の採点に影響を与えたかどうかという点について、検討しているところである。

八について

法科大学院における科目開設状況等を踏まえ、受験者の幅広い理解力を判定することができる複数の法律分野にまたがる問題の出題も可能とするため、憲法及び行政法に関する分野の科目である公法系科目が試験科目とされたものであり、試験科目の見直しの必要性があるとは考えていない。

九について

御指摘の「試験問題の事前漏えい」の事実は確認されていない。

十について

法務省と文部科学省は、連携・協議をしながら、再発防止のための必要な措置を講ずることとしたところである。

既に、司法試験委員会は、改めてすべての司法試験審査委員に対し、試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為をすることのないよう注意を促すとともに、司法試験審査委員の任期中、勉強会、答案練習会等の受験指導をしたことがないかという点についての報告を求めたところである。また、司法試験委員会では、今後の司法試験審査委員の体制について検討することとしている。

十一及び十二について

法科大学院の設置については、平成十三年六月十二日付けの司法制度改革審議会意見書において、「関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである。」、「各法科大学院は、互いに競い合うことによりその教育内容を向上させていくことが望まれる。」と提言されていることを受け、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）において設置に必要な最低の基準を定め、それを満たしたものについて、設立を認めることとしたものであり、御指摘は当たらないものと考えている。

平成十九年七月三日提出
質問第四五四号

予備試験制度の具体化に関する質問主意書

提出者 保坂展人

予備試験制度の具体化に関する質問主意書

一 司法試験関連事項の決定権について

司法試験委員会において、いくつかの事項が審議されており、新旧司法試験の合格者数の在り方については相当の審議が進んでいる一方、予備試験制度の内容詳細については審議がなされていない。そこでまず、これらの審議事項について、誰が最終判断権を持つかを明らかにしたい。

よって質問する。

(一) 司法試験委員会の審議によれば、平成二十二年度における合格者総予定数や新旧司法試験の合格者予定数の内訳などで意見の一致をみているようにうかがえる。予備試験の合格者予定数を含めて、司法試験委員会の審議内容が最終判断となるのか。

(二) 司法試験委員会は、平成十六年からその所掌事務が変更され、審議会の性格を強め、法務大臣に試験範囲や省令案等の提言・勧告を行う役割がその中心的任務になった。とすれば、新旧司法試験の合格者数やその推移など、司法試験に関する一切の決定は法務大臣に委ねられると考えるか。

(三) 司法試験において出題する選択科目を何にするか、各科目の出題範囲をどこまでとするか、また

司法試験・予備試験において誰を合格者とするかは、専門技術的判断が求められる事項であることから、司法試験委員会に決定権限が与えられている（司法試験法第六条、同八条）。このことから、ある事項について最終判断を行うべき機関がどこかは、判断事項ごとに検討するべきであると考える。

司法試験に関する判断事項のうち、国民生活に重大な影響を与える事項は、法務大臣ではなく国会の専権的判断に委ねられるべきである。憲法が国会を「国の唯一の立法機関」である（憲法第四十一条）としているのは、国民の権利を制限し、また義務を課する内容のルールは、民主的過程を経た国会でしか定め得ないとする趣旨である。その趣旨に照らせば、新旧司法試験や予備試験の合格者数のように、国民の生活に重要な影響を与える問題は、国会での専権的判断事項とするか、少なくとも国会での議論を適正に反映したものでなければならぬと考えるがどうか。

（四） とりわけ、予備試験制度をはじめて実施する際に、その合格者を何人とするかは、法曹志望者である国民の職業選択に関わる重要事項であり、国会の判断に委ねるか、少なくとも国会による議論を積むべきと考えるがどうか。

二 予備試験について

予備試験は平成二十三年から行われる。この予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われ、筆記と口述の試験科目として何を課するか等が司法試験法第五条で定められている。

しかし、それ以上の内容詳細は、関係機関から公表されていない。よって質問する。

(一) 予備試験合格者数をはじめ、一般教養科目や法律実務基礎科目等の内容、またサンプル問題発表の有無、プレテストの実施の有無など、司法試験法に定める以上の予備試験の内容詳細に関する進捗状況について、現時点でどの程度決定しているか。また、何をいつまでに決定し、公表する予定でいるか。

(二) 後述①②に紹介した司法試験委員会のヒアリングから、法科大学院ルートを通じた法曹養成制度は、従来なみに法曹の質を維持できる段階には達していないと考えられる。その原因は法科大学院

における人的な教育スキルが十分でないこと、公平性・公開性・多様性を旨としながらも、社会人や他学部からの法曹志望者が減少していること、優秀な人材が経済的理由で他分野へ流出していることにある。このまま、平成二十二年に旧司法試験が実質上終了し、新司法試験一本になるとすると、法曹の質の低下が国民生活に重大な影響を与える。このような状況で予備試験合格者人数を何人とするのが適切であると考えるか。

① 司法修習生への導入教育からみた法科大学院教育の現状

第三十四回司法試験委員会ヒアリングによれば、新六十期の司法修習生への導入研修が、新司法試験初年度（平成十八年度）の合格者に対して、平成十八年十一月末から四週間行われた。その印象が第三十四回司法試験委員会ヒアリング概要に掲載されている。新司法試験合格者の特徴として、多くの教官が指摘しているのは以下の点である。

ア 口頭での表現能力については、やり取りにはかなりなれているものの、発言内容的を射ているかというと必ずしもそうではない。

イ 全般的に実体法の理解が不足している。知識不足ではなく理解不足であり、実体法を事案に

あてはめて法的な思考をする能力が足りない。そういう意味での実体法の理解不足が目立つ。

ウ これらの問題について、委員会に出席した関係者によれば、実務との架橋を意識した教育を具体的にどう進めるかはまだスタンダードな考え方は確立されたり、認識が共通されていない部分があるが、長期的に克服していけるだろうとしている。

② 社会人入学者数からみた法科大学院の現状

社会人の法科大学院入学者が減少傾向にある。各法科大学院では、多様なバックグラウンドを有する人材、また優秀な人材を法曹の世界に受け入れる目的で、社会人入学を推進してきているが、その人数比は、初年度（平成十六年度）では四十八・四パーセントであったのが、徐々に減ってきており、平成十八年度には三十三・三パーセント、約三分の一になっている。

ア 委員会に出席した法科大学院関係者によれば、新司法試験の合格者数を三千人とするところが、法科大学院に対する社会人の受け入れ策になるとする意見もある。しかし、社会人が法曹を目指す際の最大の障害は、法科大学院の学費と生活費の問題であり、合格者数を三千人としてもあまり変わりはないのではないかという委員長の指摘が的を射ている。

イ 同じく法科大学院関係者の意見として、専門職大学院で社会人に門戸を開いたとき、運用の最初の年に数的にも質的にも優秀な社会人の方が来る傾向にあるが、最近の社会人入学生の減り方は、それだけでは説明がつかない部分があるように感じている、という指摘がある。

(三)

予備試験合格人数の具体的な数値として、以下の理由から五百人を提案したいがどうか。

- ① 旧司法試験では従来から五百人程度の合格者を輩出してきており、この数値は門戸を広く開放していることの目安として社会的な理解を得やすいこと。旧司法試験では、昭和三十九年に五百八人の合格者を出して以降、昭和五十年代後半に四百五十人前後に減らしながら、平成二年まで、五百人前後の合格者を輩出してきている。この間、経済的に恵まれなかったり、あるいは仕事を続けながら、苦学のすえ受験勉強を進めて最終合格を勝ち取って活躍している法曹は数多くいる。法科大学院に進学できない環境にある人に相当のチャンスを確認する目安として五百人程度の合格者が望ましい。

- ② 法科大学院の新修了生数との対比で、合格率に十倍以上の開きが生じることは公平ではないこと。すなわち、法科大学院からは、毎年約五千人前後の新修了生が生まれていく一方で、仮に予

備試験ルートからの受験者が五百人を割るならば、法科大学院ルートは予備試験ルートの十倍以上に構成比が開く。経済的理由に基づき、このような格差を生むことは、職業選択や平等的取扱いの観点からも適切ではない。

※ 伊藤塾で実施したアンケートによれば、法曹を志望しながら経済的理由から法科大学院に進学できない人の割合は六百二十九人中百二十八人、二十パーセントに達している。これらの人々を救済する各種の支援制度が現時点で十分に整っていないのならば、予備試験合格者として五百人程度を輩出することが必要である。

(四) 新司法試験考査委員による問題漏洩疑惑によつて、新司法試験制度の信用性が揺らいでいる。

(九) で後述するように、予備試験合格者数と関連付けて解決すべき問題と考えるべきであるが、そもそもなぜ、このような不正ないし不正と疑われる行為が起きたと考えるか。

○ 平成十九年六月二十三日讀賣新聞朝刊によれば、司法試験考査委員である慶応大学法科大学院の植村栄治教授（行政法）が、今年二、三月に答案練習会を七回開き、毎回、百五十〜百七十人の学生に対し、「行政処分の執行停止」などの論点を説明したほか、「試験の参考になるよう送

ります」と記述した上で、「外国人の退去強制処分」などに関する六本の判例を学生に一斉メールで紹介したほか、「論文を再現して送ってくれば、採点してあげる」との内容の一斉メールも送信していた。五月中旬に実施された新司法試験の論文式試験では、行政法分野で、外国人の退去強制処分の事例をもとに処分の執行停止などについて論じる問題が出された。

(五) このような不正が行われれば、プロセスによる法曹養成制度の信頼性が根本的に失われる。そうなれば何らかの抜本的な改革をしないと優秀な人材が制度を信頼して集まってこなくなる。これは、法曹の質を維持し、国民に良質の法的サービスを与える意味で、日本の司法制度の根本にかかわる問題であると考えがどうか。

(六) このような不正を防止し、新司法試験の公正を担保するための具体的施策の進捗についてどう考えるか。

(七) この問題は、所属する法科大学院の合格者数を増やそうとする大学院教授の立場と、公正であるべき審査委員の立場とを兼務することが、問題の漏洩等、不正の温床となっていることに原因があり、それを防ぐルールを明確にすべきであると考えがどうか。

(八) この件を解決するルールとして、考査委員はその在任中に、法科大学院教員を兼任することができないと考えるべきであるがどうか。

(九) 規制緩和論に基づいて初年度六十八大学に法科大学院の設置が認められ、各法科大学院では、合格者数、合格者率において激しい競争がなされている。法科大学院における教育スキルが人的に未だ成熟段階に達していない中で競争に晒されたことに、この問題の構造的な原因があると考えられるがどうか。

(十) そのような構造的問題を解決しない状態では、優秀な人材が制度を信頼して集まってこなくなり、法曹の質を維持することはできなくなる。そこで当面は、予備試験ルートをある程度、広いバリエーションとして運用することが、法曹の質を維持することにつながるかと考えるがどうか。

三 新旧司法試験の合格者内訳に関する審議内容の妥当性

司法試験委員会の審議によれば、平成二十二年度における新旧司法試験の合格者総数を三千人とし、そのうち旧試験合格者数を五十から六十人とすることで意見の一致をみているように見受けられ、新試験合格者の増やし方が今後の議論とされている(第三十四回司法試験委員会ヒアリング)。

これについて質問する。

(一) 新旧試験合格者数を、いつまでに、どの割合で増減させるかは、司法制度改革における法曹養成の理念である公平性、開放性、多様性を旨としながら、一方で、法曹の質を維持し、国民が質の高い法的サービスをうけることができるか否かに関わる意味で、国民生活に重大な影響を与える事項であり、国会での議論を適正に反映して決定すべきであると考えるがどうか。

(二) 先に述べたような法科大学院教育の現状に鑑みれば、旧司法試験の合格者数を平成二十二年に五十から六十人に減らすことは適切ではなく、法科大学院ルートでの法曹養成教育システムが一定の成熟段階に達するまでは、旧試験の合格者数について、当面の間は、最低、今年度（平成十九年度）レベルの三百人は維持すべきと考えるがどうか。

右質問する。

衆議院議員保坂展人君提出予備試験制度の具体化に関する質問に対する答弁書

一及び三について

併行実施期間中の新旧司法試験合格者数や予備試験合格者数及びこれらの試験の実施の在り方については、司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第八条、第十二条等の規定に従って、決定されることとされている。

併行実施期間中の旧司法試験合格者数については、司法試験委員会において、合格者の一応の目安となる概括的な数値を示したところであり、平成二十年は二百人程度、平成二十一年は百人程度、平成二十二年はその前年よりも更に減少させることを一応の目安として示した。なお、ここで示した数値は、資格試験である司法試験の目的にかんがみ、実際の試験結果に基づき、当然変動し得る性質のものである。

二の（一）から（三）までについて

予備試験制度の在り方については、司法試験委員会において検討を行い、必要に応じてそれらの結果を公表することも含めて、適切に対処してまいりたい。

二の（四）及び（五）について

今般の司法試験考査委員による試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為の発生については、試験の公正さに対する信頼確保の観点から、重大なことと受け止めており、再発防止に努めてまいりたい。

二の(六)から(八)までについて

政府としては、すべての司法試験考査委員に対し、司法試験考査委員の任期中、勉強会、答案練習会等の受験指導をしたことがないかという点について報告を求めたところであり、また、今後の司法試験考査委員の体制についての検討や法科大学院における教育の実施状況に関する調査等を行っており、その結果を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

二の(九)について

法科大学院の設置については、平成十三年六月十二日付けの司法制度改革審議会意見書において、「関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである。」、「各法科大学院は、互いに競い合うことによりその教育内容を向上させていくことが望まれる。」と提言されていることを受け、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)等において、教員組織、教育方法等に関して、設置に必要な最低の基準を定め、それを満たしたものに

いて、設立を認めることとしたものである。また、各法科大学院における優れた教育方法等の開発に向けた取組に対する財政支援、法科大学院設置計画履行状況調査等を通じて、確実にその充実が図られてきたと考えており、御指摘は当たらないものと考えている。

二の（十）について

質、量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度が新たに構築されたものであり、予備試験の実施に当たっては、その趣旨を損なうことのないようにする必要がありと考えている。

平成十九年八月八日提出
質問第二三号

本年度新司法試験に関する質問主意書

提出者 平野博文

本年度新司法試験に関する質問主意書

司法試験は、わが国の司法制度を担う人材を選抜する試験であり、その試験の公正は、なによりも司法に対する国民の信頼を担保する上できわめて重要である。ところが、本年度の新司法試験の実施にあたり、一部考査委員による不適正な行為があつたとされ、試験の公正が疑われる事態となつている。

従つて、次の事項について質問する。

一 問題の発端となつた植村元考査委員については、六月に考査委員を解任され、またその不適正な行為についても、八月三日の法務省の発表によれば、特段の是正措置が必要なものではない旨判断されたとのことである。しかし、この「不適正な行為」が試験に及ぼした影響の評価について、若干疑問があるので、以下の点について明らかにされたい。

1 短答式試験問題については、考査委員が学生に情報提供した判例が出題された事は間違いないが、試験に出題される等を明示していない、学生が容易に知りうる重要判例である、結果として正答率に有利な影響が見られない、等の理由により「有利な結果をもたらしたとはいえない」と判断したとの事である。

しかし、この説明は、判断要素として必ずしも説得的と言えず、かつ法科大学院における今後の指導につき、誤ったメッセージを与えるものではないか。すなわち、出題される判例が重要判例であるのは、新司法試験としてある意味当然であるし、考査委員が、重要判例の中からいくつかをピックアップする事は、それ自体事実上、出題される可能性を受験生に認識させるものではないのか。同様の事が今後の法科大学院の指導の中で行われても、試験に関する限り不公正とまではいえないと云うことがいいたい。

2 論文式試験においては、短答式試験で考慮した「実際の影響」、すなわち実際の得点の検証が行われていないが、なぜか。採点が終了していないということが問題であれば、採点終了前に結論を出す理由は何か。

3 短答式試験・論文式試験共に、“有利な結果とならない”ことを理由として、再試験等特段の措置は必要がないと結論されている。

しかし、事前の情報提供が問題となるのは、それによって試験の公正さ、信頼性が失われるからではないのか。とすれば、試験について何らかの措置が必要かの判断は、結果として試験結果に影響があつ

たか否かという問題のみならず、試験のプロセス自体に重大な瑕疵があったか否かという点も、試験の適正さの判断、ひいては何らかの措置の必要性の判断の要素としなければならないのではないか。

二 八月三日の法務省公表文書にも「植村元審査委員の件以外」と摘示されているが、本年度の司法試験に
関しては、植村元審査委員の事案以外にも、論点の漏洩等の、公正を害する行為があったとの指摘が寄せられたと聞く。もちろん、これらの情報の真偽は不明であり、それが試験にどの程度の影響を及ぼしたかも慎重な検討を要するところである。しかし、司法試験に特に厳正さが要請されるのは、司法に対する国民の信頼に直結する問題であるからである。とすれば、その影響の判断は、当局や審査委員のみならず、広く法曹や法科大学院関係者などによつて検証されるべきである。

そこで、次の点について明らかにされたい。

1 植村元審査委員の事案においては、当該指導は大学院主催のものではなかったと聞く。文部科学省は、法科大学院に対して答案練習会の実施の有無等について調査を行っているが、当該調査において、所属する教員とくに審査委員が、大学院主催ではない形で行った指導等についても調査対象としたか。

2 法務省ないし司法試験委員会が審査委員に求めた報告とはどのようなものか。

3 法科大学院やその所属教員から寄せられた情報、及び文部科学省・法務省が自ら収集した情報のうち、① 調査委員のいる法科大学院において、② 授業・答案練習等の手段を問わず、③ 学生に対し本試験問題と類似する事案・論点・判例等に触れる機会を与えた「おそれ」があるとしているものは、どのようなものがあるか。その全件について、概要を摘示いただきたい。またこれらについては、関係資料を含め公開すべきと考えるが、政府の見解をうかがいたい。

右質問する。

衆議院議員平野博文君提出本年度新司法試験に関する質問に対する答弁書

一の1について

植村栄治元司法試験考査委員（以下「植村元考査委員」という。）については、従前から差し控えるよう要請していた受験指導を行うなど、司法試験考査委員として不適正な行為が判明したことから、平成十九年六月二十九日付けで司法試験考査委員を解任するとともに、今後、司法試験考査委員・予備試験考査委員として任命しないこととしたところである。また、このような司法試験考査委員による受験指導については、今後とも、その再発防止に努めることとしている。したがって、植村元考査委員の不適正な行為に関し、平成十九年新司法試験について特段の措置をとらないとしたとしても、御指摘のように「誤ったメッセージを与えるもの」ではないと考えている。

一の2について

植村元考査委員の行為が平成十九年新司法試験の論文式試験の答案作成に反映できるような有利な情報を与えたとは言いがたいと認められることを踏まえ、司法試験委員会において、採点結果が判明していない現段階においても、再試験等特段の措置を講じる必要はないとされたものである。

一の3について

植村元考査委員の行為は、司法試験の公正さに疑念を抱かせかねない不適正なものであるが、実施された司法試験について特段の措置をとる必要があるか否かは、行為の当否とは別に判断されるべきものと考へている。もつとも、司法試験の公正さに対する信頼を損ねることのないよう、植村元考査委員が行つたような不適正な行為の再発防止の方策を検討しているところであり、その検討状況を踏まえつつ、必要な措置を講じてまいりたい。

二の1について

文部科学省が実施している「法科大学院における答案練習会等の実態調査」においては、一定の調査対象期間に在籍した新司法試験考査委員である教員を含む全教員について、学生等からの要請による勉強会等も含め、当該教員が指導したすべての答案練習会等を対象として調査している。

二の2について

平成十九年六月二十九日付けで、すべての司法試験考査委員に対し、司法試験考査委員の任期中、勉強会、答案練習会等の受験指導をしたことがないかという点について、報告を求めたものである。

二の3について

御指摘の「学生に対し本試験問題と類似する事案・論点・判例等に触れる機会を与えた「おそれ」があるとしているもの」が、いかなるものを指すのか明らかではないが、法務省及び文部科学省が把握する限り、試験問題の事前漏えいに当たる行為は、認められない。

司法試験問題事前漏えいについての調査、処分に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年八月八日

前川清成

参議院議長 江田五月殿

司法試験問題事前漏えいについての調査、処分に関する質問主意書

慶應義塾大学法科大学院の植村栄治教授（以下「植村教授」という。）が事前に司法試験の問題を漏えいしていたとの疑惑（以下「本件疑惑」という。）については、私も既に平成十九年六月二十八日付け「司法試験審査委員による司法試験問題の事前漏えいに関する質問主意書」（第一六六回国会質問第五七号）（以下「前回質問主意書」という。）において指摘したとおり、国民の司法不信を招きかねず、深く憂慮される。ところが、前回質問主意書に対する答弁書や、その後の報道等に接する限り、政府が司法試験の公平性、平等性、開放性を理解、尊重し、本件疑惑についても誠実かつ適正に取り組む意思と能力を持ち合わせているか、疑問である。

そこで、以下質問する。

一 前回質問主意書一において「調査はいつ完了するか」と問い質したにもかかわらず、この点の答弁が脱漏している。本件疑惑に関する政府の調査はすべて完了したのか、明らかにされたい。

二 前回質問主意書二に対する答弁では、植村教授を司法試験審査委員に任命した理由について、必要な学識を有するゆえに司法試験委員会の推薦に基づいて任命したとあるが、この答弁は私が質問主意書におい

て問い質す必要もない手続を答えたにすぎず、不誠実である。ついでには、司法試験委員会は、植村教授のいかなる学識ゆえに司法試験考査委員に推薦したのか、明らかにされたい。また、その推薦に当たっては、植村教授の学識のみが斟酌され、同人の人格、識見等の調査等、司法試験の公平性に関する配慮はなされなかつたのか、明らかにされたい。

三 前回質問主意書三に対する答弁では、植村教授について司法試験考査委員を解任したとあるが、その解任理由を詳細に示されたい。政府の調査においても本件疑惑を否定することができなかつたのであれば、植村教授による漏えいの時期、内容、態様、漏えい対象者の人数と属性（とりわけ慶應義塾大学生らに限られるか、本年度受験生も含まれているか）等、漏えい行為の詳細を明らかにされたい。

四 植村教授の漏えい（あるいは漏えい疑惑）は、本年度の司法試験、特に植村教授から漏えいを受けた受験生らの成績にいかなる影響を与えたのか、明らかにされたい。司法試験に限らず、いかなる試験においても、事前に問題を知らされていた受験生と、そうではない受験生とでは、前者が著しく有利であり、よって試験の公正さを害することは明白である。他の受験生の公平感を阻害しないためにも、司法試験の公平性に対する国民の理解のためにも、誰もが容易に納得できる明快な答弁を示されたい。

五 前回質問主意書十に対する答弁では、「再発防止」のために、すべての司法試験審査委員に対して「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」をすることがないよう注意を促したとある。

1 ここに言う「再発防止」とは何か、いかなる事態を再び引き起こしてはならないのか、明らかにされたい。

2 司法試験審査委員らに注意を促した「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」とは具体的にはいかなる行為を指すか明らかにされたい。

3 司法試験審査委員らにおいては「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」と、そうではない行為との境界を区別することができるのか。「区別できる」と答弁するのであれば、その理由も明らかにされたい。

4 仮に司法試験審査委員が「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」に至ったとき、今後政府はどのように対処するか明らかにされたい。

5 政府は「再発防止」を司法試験審査委員らに対する注意のみに依存するのか、明らかにされたい。

六 慶應義塾大学は、植村教授に対して「懲戒免職処分相当」との結論に達したものの、植村教授の反省を

理由に辞職願を受理したと報道されている。

1 政府はこの事実を確認しているのか明らかにされたい。仮に確認していないのであれば、なぜ確認していないのか、政府は確認する必要があると考えているのか、単に政府の情報収集能力が劣っているのか、それぞれ明らかにされたい。

2 政府はこの事実を確認しているのであれば、「懲戒免職処分相当」との結論に至った理由を承知しているか。承知しているのであれば、懲戒事由を明らかにされたい。

七 植村教授以外の司法試験考査委員あるいは慶應義塾大学以外の法科大学院において、事前に司法試験の問題が漏えいしていた事実はなかったか、結論及びその結論に至った調査の委細（対象、方法等）を明らかにされたい。この点、植村教授と同様の疑惑を指摘されている十人弱の司法試験考査委員に対してだけ、しかも自己申告を求めたにすぎないとの報道もあるが、そのとおりであれば極めて不徹底であると考え、政府の認識を示されたい。

右質問する。

参議院議員前川清成君提出司法試験問題事前漏えいについての調査、処分に関する質問に対する答弁書

一について

植村栄治元司法試験考査委員（以下「植村元考査委員」という。）が行った不適正な行為については、法務省職員が、本人及び関係者からの事情聴取や関係資料の収集を行い、その調査結果を平成十九年六月二十九日に公表した。

これに加え、植村元考査委員が行った不適正な行為が平成十九年新司法試験に与えた影響について、司法試験考査委員において、検討・協議が行われ、同人による行為が、有利な結果をもたらしたとは言えないと判断され、その結果を踏まえ、平成十九年八月二日、司法試験委員会において、平成十九年新司法試験について特段の措置をとらない旨の決定がなされ、同月三日にその旨を公表した。

政府としては、植村元考査委員が行った不適正な行為については、必要な調査を遂げたものと考えている。

二について

司法試験委員会においては、植村元考査委員が、大学卒業後、行政法の研究者・教員として大学に長年在籍し、研究・教育活動に従事してきたものであり、司法試験考査委員への任命当時、法科大学院教授の職にあつたものであること等を総合的に考慮して、同人を、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者として法務大臣に推薦したものである。

三について

植村元考査委員については、以下の不適正な行為が判明したことから解任した。

植村元考査委員は、平成十八年十一月一日、司法試験考査委員（公法系・行政法担当）に任命された後、同年十二月ころから、慶應義塾大学法科大学院の三年生と同大学院修了生の司法試験受験生に対し、行政法の「勉強会」と称する答案練習会の開催を知らせた上、これらの司法試験受験生のうち、希望者を対象に、平成十九年二月五日ころから同年三月十九日ころにかけて、週一回、合計七回にわたり、学内で、自ら行政法の論述問題等を出題して解答させ、これを添削・指導する方法で、答案練習会を行い、また、その内容や、自ら判例の要旨を学習用に取りまとめたもの等を同大学院の三年生と同大学院修了生の司法試験受験生に送付するなどして、担当科目について新司法試験の受験指導をした。

植村元考査委員は、新司法試験実施直前の平成十九年五月六日ころ、同大学院修了生の司法試験受験生に対し、「本試験の論文の解答を試験直後に再現し、八月二十七日以降に送ってくれば、それを採点してあげる。」などと通知した。

なお、植村元考査委員が試験問題を事前に漏えいした事実は認められない。

四について

植村元考査委員が試験問題を事前に漏えいした事実は認められない。

なお、司法試験考査委員において、植村元考査委員が行った不適正な行為が平成十九年新司法試験に与えた影響について、専門的立場から、同人が作成した答案練習問題や配布資料等の内容と平成十九年新司法試験の試験問題を精査・比較するなど、慎重に検討・協議を行った結果、同人による行為が、有利な結果をもたらしたとは言えないと判断され、その結果を踏まえ、司法試験委員会において、平成十九年新司法試験について特段の措置をとらない旨の決定がなされたものである。

五の1について

三について述べた植村元考査委員の行為は、従前から差し控えるよう要請していた受験指導であつて、

司法試験の公正さに疑念を抱かせかねない行為であり、このような行為の再発を防止することが必要であると考えている。

五の2及び3について

司法試験の公正さに疑念を抱かせかねない行為か否かは、司法試験の公正な実施の確保という観点から、具体的な事実関係に即して判断されるべきものと考えている。

例えば、司法試験考査委員が、答案練習の指導等により担当科目についての受験指導を行うことは、試験の公正さに疑念を抱かせかねない行為であると認められるため、従前から、司法試験考査委員に対し、差し控えるよう要請しているところである。

五の4について

具体的な事実関係に即し、司法試験の公正な実施の確保という観点から、適切に対応したい。

五の5について

司法試験委員会において、今後の司法試験考査委員体制について、検討を進めているところである。

その検討状況を踏まえつつ、法務省と文部科学省において、連携・協議をしながら、再発防止のための

必要な措置を講じてまいりたい。

六の1について

慶應義塾大学からは、同大学大学院法務研究科委員会が、同研究科教授の植村元考査委員について「懲戒処分（解職）」が相当であると、同研究科運営委員会に上申し、最終的には、平成十九年八月三日、学校法人慶應義塾長が同人の辞職願を受理するに至ったと聞いている。

六の2について

慶應義塾大学からは、同大学大学院法務研究科委員会において、植村元考査委員について「懲戒処分（解職）」が相当という結論に至ったのは、同人の行為、同人が司法試験考査委員を解任されたこと等の事実が慶應義塾賞罰規程における「義塾の信用を傷つけまたは体面を汚す行為」及び「職務上の義務に違背し、または職務を怠った」に該当することが理由であると聞いている。

七について

御指摘のような「事前に司法試験の問題が漏えいしていた事実」は認められない。

政府としては、すべての司法試験考査委員に対し、司法試験考査委員の任期中、勉強会、答案練習会等

の受験指導をしたことがないかという点について報告を求めたほか、法科大学院における教育の実施状況に関する調査等を行ったところであり、また、報告等があったものを始め、その他必要に応じ、司法試験
考査委員からの事情聴取や関係資料の収集を行うなどして、十分な調査・検討を行ったものと考えている。